

自社の製品名が他社に商標登録されていたのに気付かなかった理由について

私は 1993 年春、ROM ライターの開発をしていて、「Smart-Writer」という名前で発売するつもりでした。しかし秋葉原に部品を買いに行くと「SMART WRITER」というプリンターを見かけたので、そのカタログをもらって、メーカー（当時はアルプス電気でしたが現在はアルプス システム インテグレーション株式会社です）に電話しました。

*****電話内容*****

「御社の SMART WRITER というプリンターについて教えて欲しいんですけど、“SMART WRITER”というのは御社の登録商標ですか？」と聞いたら、「これ登録商標にならないんですよ」と言ったので、「じゃあ、私、全く違うものなんですけどね、製品出そうと思ってるんですよ。それに、この名前使っても大丈夫ですか？」って聞いたら、「大丈夫です」って言われました。

[プリンター SMART WRITER の資料です]

古い製品なので資料は僅かしか見つかりませんでした



<https://page.auctions.yahoo.co.jp/jp/auction/397289575>

本体の右上に「SMART WRITER」と書いてあるのが分かると思います。



この製品は1997年末まで販売していたようです。

A screenshot of a web browser displaying the ALSI support website. The browser's address bar shows the URL 'support.alsi.co.jp/faq_detail.html?category=&page=1&id=1915'. The website header includes the ALSI logo and the text 'もっと豊かな情報未来へ アルシー・ソリューション FAQサイト'. The main content area is titled 'FAQ' and 'FAQ > サポートポリシー'. It features a table with the following content:

タイトル	セキュリティ製品以外の終息製品について
質問	終息製品のお問合せは以下までお願いします。
	次の商品は弊社にて1997年末までに販売を終了しております。誠に勝手ではございますが、保守・サポート等のサービスもあわせて終了とさせていただきます。何卒直しくお願い申し上げます。
1. プリンター (SMART WRITER SM-10, SM-20, NeoPapyrus)	代替商品の販売：弊社からの新たな類似商品の販売はございません。インクリボン等サプライ品の扱い：弊社からの供給はございません。
2. フォント (FontWave書体, FontProシリーズ, FontBasic, MakeUp)	代替商品の販売：弊社からの新たな類似商品の販売はございません。サポート等：申し訳ありませんが終了いたしております。

http://support.alsi.co.jp/faq_detail.html?category=&page=1&id=1915

「SMART WRITER」という製品を出しているメーカーに「これは登録商標にならない、(使っても)大丈夫」と聞いたのですから絶対に疑いませんでした。そこで1993年7月、「Smart-Writer SW-1」という製品を発売しました。ところが2015年7月、日本電気から「SMARTWRITER」は当社の登録商標だという連絡があったのですから、本当に驚きました。

商標「Smart-Writer」に関する件

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび貴社ウェブサイトにおいて、「Smart-Writer」の名の下、日本国内において業務を行っているものと思量致します。

<http://www.sitech.co.jp/sub1.html>

当社は、登録商標「SMARTWRITER」(登録番号第 3084349 号)を保有しており貴社が使用する「Smart-Writer」と当社の登録商標「SMARTWRITER」とは類似であり、貴社が「Smart-Writer」を使用する行為は当該社の商標権の範囲内での使用であると考えますが、当該社としては、本商標権を所有しているだけの状況であり貴社で活用いただくのが望ましいと存じますので、貴社がご希望であれば貴社に本商標権を譲渡する用意がございます。

つきましては、上記状況に対する貴社のご見解を平成 27 年 7 月 23 日(木)までにお聞かせ下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

[2015 年 7 月 9 日に届いた文書の内容]

これを見て最初は本当に怖かったです(書き方は非常に穏やかなんですけどね)。

しかし、すぐに特許事務所に相談して、使ってなかったのなら損害はないから、NEC の言うとおりにすれば問題ないことが分かり、ほっとしました。

それで、権利の移転費用(10 万円)だけで商標権を当社に移転して頂きました。

日本電気様、ありがとうございました。

ということでこの件は終わった訳ですが、一応、Smart-Writer の売り上げから考えられる賠償額も、仮に時効を 5 年として計算してみました。NEC からの連絡が来るまでの 5 年間の Smart-Writer の売り上げは 6,483,610 円(税別)でした。ROM ライターというのは最近そんなに売れるもんじゃないんですよ(※この製品がある程度の数売っていたのは 95 年から 2002 年頃までです。しかしここでは関係ありませんので)。そして、電気通信機器の商標ライセンス料の平均は 2.7%ですから、この場合、NEC は 175,057 円の請求が可能だったかもしれません。

業界別ライセンス料の相場～個別案件で事情は大きく変わる

なお、ライセンス料のパーセンテージは業界によって若干の違いがあります。

先ほどの[調査報告書 \(p.11\)](#)によると、業界別に次のようになっています。

- 化学品：2.5%
- 加工機械：1.8%
- 電気通信機器：2.7%
- 照明装置：2.5%
- 自動車：1.6%
- 建設工事：2.1%

あまり大きな振れ幅はありません。

ただし、業界によっては、商標が売上に貢献する商品もあれば、商標が売上にさほど貢献しない商品もあります。

したがって、貢献度が高い商品を取り扱う業界についてはパーセンテージが高く、そうでない商品を取り扱う業界についてはパーセンテージが低いということだと考えられます。

尚、Smart-Writer は重要な部品の入手ができなくなったため、2015 年末で販売を終了しました。従って、現在までの 10 年間で考えても、この額とあまり変わりません。

私は基本的に人の言うことは信じます。特に、1993 年春にはアルプス電気という大企業から「これは登録商標にならない、(使っても)大丈夫」と聞いたのですから絶対に疑いませんでした。だから NEC から登録商標と類似であるとの連絡がきた時は驚きましたが、それでもちゃんと NEC の言うとおりにして終わっているんだから問題ないと思って先日ツイッターに書きました。「使ってなければ損害はないから賠償はない」というのも特許事務所に相談した時に聞いたことです。

私は 28 年間全く嘘を言ったことがありません。せいぜい指摘されることがあるとすれば、納期遅延、連絡のし忘れ、最後の連絡 (メール・手紙等) だと言いながらまた連絡した、お客様の要望をやりますと言ったのにまだやってないのがある、ということぐらいです。だから本当のことを書いただけです。尤も、この 20 年間何度も騙されましたけど。特に、2014 年からは酷かったです。

それでも私は全く嘘は言いませんでした。うそ発見器に掛けて頂いても結構です。

2020 年 6 月 2 日

エイテック

永井